

## アイヌ政策推進会議（第12回）議事概要

日 時：令和3年6月10日（木）17：32～18：23

場 所：総理大臣官邸4階大会議室

出席者：加藤内閣官房長官、和田内閣府大臣政務官、  
秋元委員、大川委員、大西委員、加藤委員、坂元委員、佐々木委員、  
鈴木委員、常本委員、中村委員、丸子委員、八幡委員  
杉田内閣官房副長官、藤井内閣官房副長官補、  
岡本アイヌ総合政策室長、後藤アイヌ総合政策室長代理

### 1. 開会

○ ただいまから第12回アイヌ政策推進会議を開催いたします。

このたび加藤官房長官からアイヌ政策推進会議の座長代理を拝命しました内閣府大臣政務官の和田でございます。本日、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### 2. 議 事

（1）前回会議（平成30年12月）以降の施策の進捗状況

（2）アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた再発防止に向けた取組について（案）

○ それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事「前回会議(平成30年12月)以降の施策の進捗状況」「アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた再発防止に向けた取組について(案)」について、事務局より説明を受けた後、意見交換に移りたいと考えております。

それでは、よろしくお願ひします。

○ それでは、私のほうから資料を説明させていただきます。

時間の都合上、ポイントのみの御説明となりますことを御容赦願ひたいと思います。

初めに、資料1ということで皆様のお手元にお配りしていると思いますが、「前回会議以降の施策の進捗状況」を御説明いたします。

まず、2ページでございますけれども、アイヌ施策推進法の制定とその後の主な動きについて整理しております。令和元年5月に推進法の施行がございました。また、同年9月、この法律の効果的な推進を図るための基本的な方針ということで閣議決定しております。その後、令和2年7月にはウポポイ開業という運びとなっております。

次の3ページに法律の主な要点をまとめております。目的、基本理念、アイヌ施策を

総合的、効果的に推進するための枠組み、交付金の交付や法律の特例措置等を定めております。また、ウポポイの管理に関する措置について定めたものがこの法律でございます。

次の5ページ以降でございますが、ウポポイの概要ということで、ウポポイは令和2年7月12日にオープンいたしました。主な施設は、国立民族共生公園、国立アイヌ民族博物館、慰霊施設から成っております。このオープンの後、新型コロナウイルス感染症拡大予防策を講じながら来場者に対応してきておりますが、現在のところは北海道における新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、6月1日から臨時休業しているものでございます。

6ページ、7ページは、国立アイヌ民族博物館の概要とウポポイで提供しております主な提供プログラム、8ページはウポポイにおける主な新型コロナウイルスの対策についてです。

9ページ以降でウポポイの来場者数について若干御説明を加えたいと思います。グラフでございますけれども、開業後順調に伸びてまいりまして、特に修学旅行シーズン、10月辺りまで日ごとに入場者が増えるような状況でございました。その後、11月ぐらいから新型コロナウイルス感染が北海道でもございまして、入場者が減ってきたわけでございますが、年明け以降、暖かくなっていくに従いまして伸びる傾向がございましたところ、これもコロナの全国的な蔓延、緊急事態措置の適用等ございまして、減少傾向にあり、この6月1日から、先ほど御説明しましたように臨時休業しているということでございます。

10ページをお願いいたします。ウポポイへの評価と課題、今後の方向性でございます。いずれ再開したときにどういうふうに対応していくかということが非常に大事なわけでございますが、一般入場者に対してアンケートを取っております。「非常に満足」「まあまあ満足」という評価をもらっております。教育旅行の児童生徒アンケートでも「楽しかった」「普通」と、ある程度満足していただけているものの、少し課題も見えてきております。1つ紹介しますと、教育旅行の方が結構おられるわけですが、事前学習や事後学習をやることによってより深い学びになるということです。こういったコンテンツをもう少し開発していくなどの課題も見えてきておりますので、再開後にはそういうことも含めてしっかりと事業を進めてまいりたいと思っております。

11ページは、携帯電話の基地局データを基にビッグデータを収集しております。道内、道外、どういう方が来られたかということで言えば、道外の方が2割ぐらいということでもあります。そういう方は、どこかに泊まられて午前中にちょっと寄って、また違う場所に行くという傾向が見られます。宿泊地は、登別市、白老町、札幌市、洞爺湖町、こういったところに主に泊まられているというデータが出てきております。こういうデータを我々は分析しながら、ウポポイに来ていただいている方がより広域的に拡散していただけるような形でまた施策を考えてまいりたいと思っております。

次に、アイヌ政策推進交付金について若干御説明を加えたいと思います。14ページをお開きいただければと思います。この交付金は、法律に基づきまして、市町村が計画を国に申請しまして、国が認定するという仕組みでございます。令和3年4月時点で31市町村について地域計画が策定されております。これはもう少しまだ伸び代があると思っております。全国市長会や全国町村会を通じて交付金制度などを周知しておりまして、北海道のみならず、様々な地域からこうした計画の申込みが出てくることを期待しているところでございます。

15ページをお願いいたします。これまでの政策推進交付金の執行状況を書いております。元年度、2年度は、10億円、20億円という予算措置をしていただいておりますが、コロナの状況でイベントや交流事業等がなかなかできずに繰り越しております。この表を見ていただいたら分かりますとおり、使っていない部分は協議の上、繰越しをするということになっておりまして、令和3年度は26億8000万円が執行可能となっております。右にありますのは、これまでの実績であります。文化振興、コミュニティー活動支援、地域産業振興などにしっかりと生かしていきたいと考えておるところでございます。

16ページは、これまでの交付金の執行累積額を地図に落としたものでございます。オレンジが令和元年度、緑が令和2年度ということで、少しずつ広がりが出てきていると思います。ただ、31市町村でございますので、もう少し伸び代がなければいけないと思っております。市町村の説明会で要望も受けておりますが、一生懸命やっていきたいと思っております。

17ページ、18ページ、19ページは、この推進交付金を活用した事業の主な例を掲げております。こういったものを参考にいただきながら、広域的な連携も含めて、ぜひ有効活用していただければありがたいと思っております。

次に、学校教育関係に参ります。21ページ以下を御覧ください。小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実ということで、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領の改訂に際しまして、その指導方針に充実が見られるということと、それを受けまして、22ページでございますが、小学校あるいは中学校では既に使用が開始されています教科書で、高等学校はこれから使用予定の教科書でアイヌの記述が見られます。記述の長さだけでなく厚みと深みが増してきていることも見られますので、引き続き、そういうことで教育関係者には働きかけをしていきたいと思っております。

23ページは、若干御紹介したいのですが、教科書編集の関係者に対しまして、これはアイヌ協会の加藤前理事長などに参加いただきまして、お忙しい中、セミナーを毎年のようにやっております。関係者からも、熱意が非常に伝わってきて、ありがたかったという声も頂いております。こういうことに協力を得ながら我々としては取り組んでまいりたいと思っております。

次に、アイヌ遺骨等の返還・集約等について御説明いたします。25ページでございます。これまでに定めました基本方針に基づきまして、慰霊施設に令和元年11月から12月

にかけて、各大学が保管するアイヌの方々の御遺骨を集約しております。また、博物館が保管する遺骨の取扱いにつきましても、アイヌの方々の御意向を踏まえまして、関係者と調整してまいりたいと考えております。引き続き、この点に関しましても真摯に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

26ページ以下、若干御説明させていただきます。ウポポイに慰霊施設あるいはモニュメントがございますが、せっかく来ていただくのであればしっかりとした御説明と解説を、外国人の方も来られますので、英語も含めまして、しっかり文章をつくって、そこに設置しておるものでございます。

28ページですが、施設がちょっと離れているので、現地にせっかく行っていただいた方がどこにあるのか分からないということがないように、協会の幹部の方々とも御相談しながら、方向、矢印等、パンフレットにしっかりと説明を記述をしております。まだまだ工夫が足りないところがあると思っておりますので、こういうところはさらに分かりやすいものを心がけていきたいと思っております。

次に、30ページをお願いいたします。令和2年11月、12月にかけて内閣府が実施した「アイヌ政策に関する世論調査」がございます。これを見ますと、やはりウポポイの効果等もございまして、全般的にアイヌの方々に関する認知度が高まってきていることは傾向として見てとれます。ただし、北海道と全国ではその差がまだあるという課題も残っておりますので、引き続き、アイヌ施策を総合的にしっかりと充実させて、格差がないようなことと、さらに認知度が高まるような工夫をしていきたいと思っております。

次に、32ページでございます。東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉えた情報発信ということです。アイヌ施策推進法の目的と東京オリンピック・パラリンピックの目的とが合致しているところもございまして、しっかりとこの機会を捉えてアピールしていきたいという気持ちを踏まえて、今、いろいろと活動しているところでございます。協会の幹部の方々とも相談しながら、この機会に世界あるいは日本国内問わず、どういうふうに応えられるか、オリンピックの組織委員会とも相談しながら、しっかり組み上げていっているところでございますので、また近々御報告できればと思っております。

次に、資料2を簡単に御説明いたします。去る3月、日テレにおいてアイヌの人々に対する不適切な放送事案が発生いたしました。これを踏まえまして、直ちに抗議するとともに、総務省、法務省、国土交通省、文化庁、こういった関係各省を集めて再発防止に向けた取組を取りまとめさせていただいております。

この内容につきましては、資料2のとおりでございますが、ポイントとしましては、日テレあるいは放送業界の取組のみならず、アイヌ施策全般につきましても再点検して、適切な見直しを行って、国民理解の促進に取り組んでいくことと、実効性を高めるために継続的にモニタリングして、必要があれば追加的な措置を講じていく、このような枠組みにしてしっかりとアイヌ施策全般の中で対応していきたいと考えておるところで

ございます。

最後に、参考資料でつけております中で参考資料4がございましたけれども、これは有識者懇談会でいろいろ指摘された項目につきまして毎回御報告しているものでございます。新しく進捗した点について解説しておりますので、また御覧になっていただければと思います。

私からは以上でございます。

### (3) 意見交換

- それでは、意見交換に入らせていただきます。事務局からの説明を受けて委員の皆様から御意見をお願いしたいと思います。

なお、本日はオンライン開催でございますので、スムーズな議事進行のため、委員の皆様からの御発言については、あらかじめ御連絡申し上げました発言順に沿って私から順次指名させていただきます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。また、大変恐縮ですが、時間の制約上、御発言はお一人2分程度でお願いします。

- アイヌ政策推進会議は3年ぶりの開催であり、この間、アイヌを先住民族と明記したアイヌ施策推進法の制定や、民族の心のよりどころであるアイヌ文化復興等に関するナショナルセンターであるウポポイ、慰霊施設の整備に対し、加藤官房長官をはじめ関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

先ほど説明にもありましたが、3月12日の日本テレビの情報番組は人権や尊厳に関わることであり、全道の会員から悲しみと悲嘆に暮れる思いが次々と寄せられました。これまでも平成6年の同社のバラエティー番組、北海道議会議員の発言、昭和34年の映画「コタンの口笛」と、踏みにじられた民族の悲しみの歴史です。何十年たっても侮辱の歴史が繰り返されます。この根本にあるのは、依然変わらないアイヌの生活の困窮と教育の不十分さによる格差の存在であり、様々な差別発言につながっているものと考えます。

民族の悲しい歴史を繰り返さないために、国民理解にとって最も分かりやすいのは、アイヌが被った同化政策、人権侵害に対して国として反省と謝罪をしていただくことと思いますので、この点、強くお願いを申し上げます。

また、生活向上や子弟教育の充実のため、交付金等の新法施策をはじめ、従来の福祉施策など、種々の施策を総点検しながら、効果的、総合的なものになるよう、一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 和田先生にはいろいろとお世話になって、今回、またこうして議論できることに感謝しています。ありがとうございました。

アイヌ新法に基づき、国からの交付金事業として北海道アイヌ協会の組織強化をお願い

いしたいと思っております。それと同時に、各地区のアイヌ協会の交付金事業に対する支援、助言できる制度の確立を併せてお願いしたいと思っております。以上です。

- 3月16日に加藤官房長官には本当にお忙しい中、会っていただきまして、私たちはありがたく感謝したいと思います。

アイヌ民族の絶望の日々、そして希望の光が2016年（平成28年）、基本的考えを示してくださった菅前官房長官、これまでの固定観念、先入観を取り払ってアイヌに寄り添った施策をするのだと、まさに言葉に体温を感じる、このことをアイヌ全体で感謝した時期でもありました。

おかげさまで博物館は立派にでき、慰霊施設、魂の天国、自由の天国まで掘り出された先祖が1610体。今、現在、美しい（ピリカ）大地に心の揺り籠、私たちは先祖の喜びを感じているものでもあります。さらに、76年ぶりに教科書が、戦前は国定教科書でアイヌのことは、チセは載っておりましたけれども、今後、時間がかかると思いますが、大きな役割を果たしますことを感謝したいと思います。

一方、日本テレビ、小説、映画、「あ、犬」、アイヌ自身に言わせる筆法など、記憶は簡単には消せない。差別する加害者を縛る社会規範も物差しもない。国民社会がアイヌ民族を自傷行為に追い込み、過去も現在も続いていること、先ほど大川理事長が申しましたように、国民の最も理解、分かりやすいのは、この被った歴史に反省と謝罪をすることをお願いして、私の言葉といたします。以上です。ありがとうございました。

- 前回の会議以降、関係各位のお力をお借りして、ウポポイのオープンをはじめ、アイヌ文化継承に係る様々な事業が始まったというふうに国立アイヌ民族博物館の職員として実感しているところであります。

私は、前回の会議から現在までに実は子供をもうけたということもあって、ライフステージが変化いたしました。子供を持ったことで以前より次世代への継承といったところについて強く考えるようになり、さらに具体性を持った取組が必要だと感じています。

また、さきの日テレの件につきましては、当事者の立場としてとても残念に思った一方で、この件を通じ、どのように建設的にアイヌとアイヌを取り巻く人たちの関係をアイヌ民族博物館の職員としてつなげていかなければならないかという考えが芽生えるきっかけともなりました。今回の件を機に、これまで国や関係各所が議論を進めてきた「有識者懇談会報告書」をはじめとした、以降のウポポイや博物館の基本方針などを基に国や関係各所がアイヌ施策を行っているということを広く知っていただきたいと切に願っております。

私が所属しております国立アイヌ民族博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史、文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与することを理念としております。そのため、関係

各所のお力を借りつつ、今後、様々な業務を執り進めていくこととなります。今後、アイヌの歴史や文化に関する調査研究や、基本展示や特別展、テーマ展、さらにウポポイ全体の様々な取組を通して、今後この会議における議論やアイヌ施策全体の取組につながっていただけるようなお仕事をしていきたいと思っております。また、私は、様々なアウタリの年代の方たちが参画できるようにということを第5回の会議から申し上げているところで、引き続き、この点に関しましてもお願いしていきたいと思っております。

最後になりますが、私は15年前、アイヌの大学生として卒業したときに、自分が生きている間に国立博物館、国立の施設が建つということは想像していなかったのですけれども、そこから15年後の現在、実際、ウポポイがオープンして、そこに自分がアイヌ当事者でありながら職員として様々な事業に参加できるのは、関係各位の皆様のお力があってこそだと実感しております。この場におきまして、引き続き、関係各位の皆様にアイヌの歴史や文化等の認識と理解促進について御協力いただきたいと思います。お時間を頂き、ありがとうございました。イヤイライケレ。

○ こんにちは。よろしくお願ひいたします。

先輩方の話を聞きながら、私がお願いし続けていることは、日本の先住民族アイヌとして道外の私たちの現状はいまだに変わっていないというところを一つ知っていただきたいことと、ウポポイができていろんなことがスタートしている、そこはすごいと思うのですけれども、それと同時に、北海道を離れて本州各地で暮らさなければいけなくなった多くのアウタリたちのためにも、同じ土俵に乗せてくださいというのがこの会議に関わった当初からただ一つ言い続けていることです。道外アイヌのために集会所みたいなものをつくるという話も立ち消えになったまま、新法が動いて、ウポポイが動いてという現状です。その現状を打破するためにも、日本の先住民族アイヌとしての物事を動かしてほしいという、この間の日本テレビの放送内容なんかもそうですけれども、北海道だけではなく日本の先住民族、アイヌ民族がいるという、アイヌが好きでも嫌いでもいいから、そういう一般常識が日本国内に広がる施策をしていただきたい、それを長官にお願いしたいと思ってこの場に座らせていただいています。

今、北海道各地で動き出していることは、それはそれでありがとうございますと思いますが、それ以外にも、北海道だけではなく道外にいて、いまだに苦しんでいる同胞たちがいっぱいいる。その現状を把握して、救い上げる方向に動いていただけたらと思います。日本の先住民族アイヌとしての施策を、北海道アイヌ協会の人たちが頑張っているのを存じ上げていますけれども、本当に日本アイヌ協会になるぐらいの勢いになってくれたらうれしいというのが願ひです。願ひします。

○ 加藤官房長官、そして和田先生におかれては、アイヌ施策推進法の成立、ウポポイの開業、アイヌの人たちが実現を望んでいた様々な取組に対して御尽力を賜りましたこと

に改めて深く感謝を申し上げます。

皆さんから様々な御発言があった点でございますけれども、テレビ放送番組でのアイヌの皆様を傷つける表現、この点についてであります。この放送がありましたその日に、私としても大変遺憾であるということで抗議をさせていただきます。また、アイヌ協会の大川理事長との連名で共同のメッセージということで発出させていただきます。加藤官房長官も会見などですぐに御発言いただいたところでございます。

北海道の実態調査があるのですけれども、こちらでも「差別を受けたことがある」と回答されたアイヌの方々がおられます。また、近年、SNSで誹謗中傷といったものが目立つようになったのではないかと感じています。こういったことを踏まえまして、道では、今年3月に策定いたしました「北海道アイヌ政策推進方策」において、5つの施策の最初の柱に「理解の促進」ということで位置づけまして、特に大事な施策であるという認識を改めて示したところでございます。

道としては、この方策に基づいて、今年度、幼児向けの動画、大人向けの動画、それぞれ作成いたしまして、アイヌフォーラムの開催に取り組むとともに、共生社会の実現に向けて、大人から子供まで一人一人の理解が進むよう取り組んでまいるところであります。国においてもぜひさらなる理解促進ということでお力を頂きたいと思っております。

それと、ウポポイでございます。ウポポイへの誘客について、こちらの資料を皆様のお手元にお配りさせていただいておりますが、こちらも御覧いただければと思います。今年度においては、ポストコロナを見据えまして、ウポポイへの誘客に加えて、開業効果を全道へ波及させる準備を進めております。

具体的には、道内にプロスポーツのチームがありますので、そういった皆様と連携する。また、北海道のアンテナショップ「北海道どさんこプラザ」があるのですが、羽田空港に「どさんこプラザ」が本日オープンいたしました。こちらにはアイヌ文化の紹介ということで展示させていただいているところでございますけれども、こういった羽田空港の「どさんこプラザ」と連携することや、また東京オリ・パラといった国際イベントでもPRを行うということ、さらに世界文化遺産登録を目指す縄文遺跡群もございまして、道内のこういった文化資源との連携、こういったものも努めながら、しっかりと取組を進めていきたいと考えています。また、ウポポイの開業効果を全道に波及させるための道内5地域のアイヌPR動画テレビ放映、道内アイヌ関連施設を紹介する情報誌などの作成にも取り組んでいるところでございます。

また、アイヌ政策推進交付金については、道内市町村での活用が進んでいます。この場をお借りして御支援に改めて感謝申し上げます。今後とも、先ほどの繰越しのお話もございましたけれども、十分な予算の確保と柔軟な運用をお願いできればと思っております。

最後に、加藤官房長官、かねてから北海道へと、ウポポイへとということでお話を頂い



ています。今日はリモートでございますけれども、感染が落ち着いた暁には来道いただいてウポポイを御覧いただければ大変ありがたいと思っております。以上でございます。

- 加藤官房長官、和田座長代理におかれましては、様々なアイヌ施策の推進に御尽力を賜っておりますことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

先ほど来、お話が出ておりますけれども、アイヌの人々の尊厳を著しく傷つける表現が全国的なテレビ放送の中であったということ、このことに対しましては、札幌市といたしましても大変遺憾であり、放送局に対して厳重に抗議を行ったところでございます。今回の不適切な発言につきましては、アイヌ民族の歴史や文化についての理解不足というものが根底にあると考えているところであり、市民理解を一層深めていくことが何より重要であると認識しているところでございます。

札幌市におきましては、平成31年3月に地下鉄の札幌駅構内に開設いたしました愛称「ミナパ」でアイヌ文化の情報発信を行っており、市民に対して、また札幌にお越しになる皆様に対してアイヌ民族の歴史・文化への理解促進に努めてきたところでございます。今年3月には、アイヌ施策推進法の趣旨を踏まえまして、札幌市が取り組むアイヌ施策を改めて整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくための「札幌市アイヌ施策推進計画」を改定して、国のアイヌ政策推進交付金を活用した様々な事業を盛り込んだところでございます。

一例を申し上げますと、札幌市にアイヌ文化の拠点施設であります「札幌市アイヌ文化交流センター」がございまして、こちらで小・中・高の児童生徒がアイヌ民族の方々から直接、歴史や文化について学ぶ、伝統的な踊りや楽器の演奏などに触れる授業を以前から行っておりますが、これを継続しているところでございます。この中では、伝統的な楽器であります「ムックリ」を実際に子供たちに体験してもらい、子供の頃から歴史や文化に直接触れて理解を深める機会を創出しているところであります。

今年度以降の予定といたしましては、アイヌ文化交流センターにおきまして、展示物の理解を深めていただくための解説動画を制作して公開してまいります。そして、スマートフォンのアプリを活用した展示物ガイドといったものの対象をより広げて、多くの方々に理解を深めてまいりたいと考えているところであります。

新型コロナウイルスの感染拡大の終息を見据えまして、子供たちがアイヌ文化に触れることができるようにウポポイを活用した体験学習の実施も予定しているところでございます。ウポポイのPRにつきましては、先ほど申し上げましたアイヌ文化を発信する空間であります「ミナパ」のメインシアターにおいて紹介映像を放映して、多くの皆様方に御覧いただいております。また、そのほか、市内各所にポスターを掲示するなどして、引き続き、協力していきたいと思っております。

今後とも、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現に向けて、市民理解の促進、アイヌ伝統文化の保存、継承、振興に力を注いでまいりたいと考えておりますので、皆様

方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。私からは以上です。

- アイヌ民族と和人が助け合いながら観光まちづくりを行っている共生地域を代表して参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の発言のポイントは3点あります。

1点目は、ウポポイの活性化と縄文世界遺産登録を連携させた観光振興についてであります。本年5月26日にユネスコの諮問機関ICOMOSが、北東北、南北海道の縄文遺跡群について世界文化遺産への登録がふさわしいとする勧告をまとめられたとのことです。縄文とアイヌ文化は深い結びつきがあり、道東の常呂遺跡など、同一の場所に縄文からアイヌへの悠久の歴史が残されているところも多々あります。この大きな流れをストーリーとして観光推進をぜひとも図っていただきたいということの要望であります。

2点目は、アイヌ文化の知的財産権の確立についてです。阿寒湖温泉では、2019年に「一般社団法人阿寒アイヌコンサルン」が設立されました。アイヌ文化を知的財産として正しく広く普及させることを目的に活動しています。アイヌ文様や文字を使ったデザインや商品のコンサルティング、そして自主開発、アイヌ民族によるネイチャーガイドや町なか文化ガイドと、具体的な成果によりロイヤルティーのフィーも上がり始めております。先住民政策の先進国では民族文化が産業となっており、知的財産権の確立はアイヌ民族の生活を支え、アイデンティティーの確立につながる重要なことでもあります。より広いエリアへの拡大を推進していただきたいという要望です。

3点目は、かねてから大変お世話になっている交付金事業等で推進いただいておりますが、より広域のアイヌ文化拠点を整備・強化していただきたいということでもあります。ウポポイのオープンも見え、中核は完成いたしました。北海道各地にはおのおの個性豊かなアイヌ文化があります。各地域の文化育成・発信のさらなる強化をよろしくお願いいたします。以上、3点の要望でございます。ありがとうございました。

- 「公益財団法人人権教育啓発推進センター」の理事長として当センターにおけるアイヌの方々に関する人権啓発の取組について御紹介いたします。

平成25年9月から行っているものとしてアイヌの方々のための相談事業があります。お手元の参考資料6のチラシを御覧ください。これは、平日午前9時から午後5時までの間、専用フリーダイヤルによりアイヌの方々からの相談を受けるものです。相談員として3名のアイヌ出身者の方に担っていただいております。毎年、約800件の相談が寄せられています。

さらに、8月9日の「国際先住民の日」を挟んで来月7月12日から8月31日までの間、当センターの人権ライブラリーにおいて「アイヌの人々の人権」「アイヌ文化の歴史と現在」の展示を行うこととしております。この人権ライブラリーにおいては、アイヌの人々に関する啓発コンテンツ、DVD、図書の貸出しも行っており、併せてその周知を行

う予定としております。当センターとしては、引き続き、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくす取組を行ってまいります。私からは以上です。

○ 2点ほど申し上げたいことがございます。

まず、中学校用教科書、令和3年4月から使用開始されているものの中には、「アットゥシ」というアイヌ語の「シ」を他の文字と同じ大きさと表記されているものがあります。これは日本語表記でありまして、いわゆるアイヌ語表記ではない。というのは、「アットゥシ」の「シ」、これは母音を伴わない文字ですから、今のアイヌ語の表記では小さく書きます。中学校用教科書の中にアイヌ語の表記としてなされていないものがあるのです。

アイヌ語というのは、アイヌ文化の中核をなす大事な言語です。例えば1991年（平成3年）の海部内閣のときでしょうか、内閣告示・訓令で外来語の表記というものが出されたのです。片仮名で外来語を表記するときはどうしたらいいかということの内閣として訓令しているわけですが、その外来語表記の中にアイヌ語に対する注記はないのです。これはおかしいのではないかと。それともう一つ、アイヌ語は国語の範囲で考えるべきなのか、国語とは全然別な言語として考えるべきなのか、これも大きな問題なのですが、そのことについての位置づけが国語施策の中でどのようになっているのか分かりません。

せっかく中学校で「アットゥシ」というアイヌ語を教えるのだったら、日本語でアイヌ語を表記するのではなくて、アイヌ語としてこういうふうに表示するのだということをもまず子供たちにきちんと教えるべきではないでしょうか。

それから、もう一つなのですが、アイヌの方々の御遺骨のための慰霊の施設ができています。それは非常に大事な施設なのですけれども、その中に墓所というところがあります。その墓所の中でアイヌの方々の御遺骨と副葬品がどういう状態になっているのかということについては、多分、公になっていないと思います。せめて、私たち委員だけでもその状態を見ることができないだろうか、今後の整備等の方向についての新しい方策を考えるためにも必要ではないかと思うのですが、その点についても御検討賜ればと思います。以上でございます。

○ 私からは、これまでアイヌ政策に関わってきた立場と、今、アイヌ民族文化財団に関わっている立場のそれぞれから一言申し上げたいと思います。

アイヌ施策推進法は、アイヌを先住民族として初めて位置づけた法律として注目されておりますが、施策体系としては、アイヌ民族と日本の実情を踏まえて、集団や個人としてのアイヌではなく、民族の基盤となる広義のアイヌ文化及びその振興等に資する環境を対象とするという特徴を持っております。この点、アイヌ民族は存在しないとする意見と先住民族固有の権利保障を積み残しているという両極端の意見が見られますが、

アイヌ施策推進法の正しい理解を広める必要があるのではないかと考えております。推進法の評価は、その下でのアイヌ文化の復興・発展と、アイヌの社会的地位の向上の実効性にかかっております。その点、中核的スキームである交付金については、会議資料にもありますように、各自治体において様々な活用が行われておりますけれども、一部の自治体では事業経費の1割でもアイヌ施策に自治体財源を使うことをためらったり、地元のアイヌとの協議が十分に行われているとはいいたいがたいところもあるように聞き及びます。もしそうだとすると、交付金の可能性についての丁寧な説明を含め、早急な改善をはかる必要があるのではないかと考えられます。また、国の側においても、国費の使用をルールに従って行うべきことは当然であるものの、一般の政策とは異なる先住民族を対象とする施策であるという意義を十分に踏まえて、交付金や法律上の特例措置を運用していただきたいと考えております。

次に、ウポポイについてですが、主要な意義に普及啓発と文化の継承、創造、発展があるところ、普及啓発に関しましては、開業以降、おかげさまで約25万人の方々に御来場いただいております。改善すべき点はあるものの、一定の成果が現れていると考えております。他方で、文化の継承、創造、発展に関しては、いまだ十分に成果を出しているとは言い難いようにも考えられます。アイヌ財団が実施する補助事業がこれまで地域における文化伝承活動を支えてきたという実績も踏まえ、ウポポイがアイヌ文化復興の扇の要となり、ネットワークの拠点として文化の継承、創造、発展の機能を発揮することに今後一層、力を尽くしてまいりたいと考えております。政府をはじめ関係の皆様におかれましては、引き続きの御支援、御指導を賜りたくお願いを申し上げて、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございます。

- 先ほどアイヌ語の表記の件と墓所の中の状態についてのお話ありがとうございましたけれども、事務局のほうからお答えできることがございますでしょうか。
- この点につきましては、今日のお話を賜って、我々、関係者ともいろいろと相談しながら検討してまいりたいと思っておりますので、また委員に御連絡して状況を御説明したいと思っております。よろしくお願いたします。
- それでは、委員の皆様、御熱心な御議論を頂きまして、本当にありがとうございます。

#### (4) 加藤内閣官房長官 挨拶

- それでは、本日の議論に関しまして、加藤内閣官房長官から一言頂けますでしょうか。よろしくお願いたします。

- 本日は、委員の皆様から貴重な御意見を頂き、感謝申し上げたいと思います。新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言などにより会議の延期が重なってまいりましたこと、また、リモート方式での開催となりましたことには御容赦を頂きたいと思います。

政府は、平成30年12月の前回会議以降、アイヌ施策推進法の施行、ウポポイの開業、アイヌ政策推進交付金の創設など、アイヌ施策を総合的に推進してきたところであります。

そのような中で、今年3月、アイヌの人々に対する不適切な放送事案が発生したことは誠に遺憾であります。政府としては再発防止に向けた取組を取りまとめ、本日御説明させていただいたところでもあります。

また、政府として、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しております。

このような目標に向けて、アイヌ施策推進法の下、ウポポイの運営、アイヌ政策推進交付金の活用等、様々な政策ツールを総動員し、引き続き、アイヌの皆様に寄り添ってアイヌ施策の充実に全力で取り組んでいきたいと思っております。また、今日頂いた御意見をしっかりと反映させていただきたいと思っております。

また、オリンピックにおけるアイヌ文化発信についてもこれまで関係者で調整してきているところでありますが、アイヌ文化を世界に発信する絶好の機会でもありますので、しっかりと検討を前に進めていきたいと考えております。

また、鈴木知事から先ほどウポポイ等北海道への視察のお話もございました。残念ながら、前回、コロナの感染症の関係で延期させていただきましたけれども、この感染症の状況を見ながら、できるだけ早期にウポポイをはじめ、それぞれの地域をしっかりと見せていただき、また皆さんからもいろんな声を直接お伺いさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

今後とも、委員の皆様方には引き続きの御協力を心よりお願い申し上げます。

- それでは、委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

以上で本日の会議を終了させていただきます。心から御礼申し上げます。ありがとうございました。